救助用レーダートランスポンダの機器	設備規則第45条の3の3第1項に規定する無線設備の機器	ＬＴＬ
	設備規則第45条の3の3第2項に規定する無線設備の機器	ＬＴＳ
救助用位置指示送信装置の機器		ＡＴＬ

に改め、同表五の項中

捜索救助用レーダートランスポンダの機器		

を

捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置の機器	海面において使用するもの	1
	その他のもの	2

に改める。

海面において使用するもの	1	
その他のもの	2	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を改正する省令

第六条の見出し中「総務調整官」の下に「、総括調査統計官」を加え、同条第一項中「調査統計官八人以内」を「総括調査統計官一人、調査統計官七人以内」に改め、同条第五項中「調査統計官」を「総括調査統計官」に、「処理」を「処理し、及び調査統計官の行う事務を総括」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　調査統計官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務を処理する。

第十条第三項中「五人」を「四人」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（情報調査専門官）

第二十一条　調査課に、情報調査専門官一人を置く。

2　情報調査専門官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関する必要な調査その他専門的事項を処理する。

第二十五条の見出し及び第一項中「国債企画官」の下に「、国債投資情報官」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国債投資情報官は、命を受けて、国債企画課の所掌事務のうち国債の投資情報の提供及び国債の発行条件に関する調査その他専門的事項を処理する。

第百八十四条の次に次の二条を加える。

（統括法務監査官）

第百八十四条の二　関東財務局及び近畿財務局に、統括法務監査官それぞれ一人を置く。

2　統括法務監査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務局の所掌事務のうち特に重要な事項についての法令の解釈及びその遵守に関すること。

二　財務局における契約の適正化のための事務のうち、財務局長の指定するもの。

三　財務局の所掌事務に係る訴訟及び非訟事件（管財部、管財第一部及び管財第二部の所掌に属するものを除く。）に関すること。

（上席法務監査官及び法務監査官）

第百八十四条の三　関東財務局及び近畿財務局に、上席法務監査官それぞれ二人以内を、関東財務局に法務監査官十四人以内を、近畿財務局に法務監査官十一人以内を置く。

2　上席法務監査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理し、及び法務監査官の行う事務を総括する。

3　法務監査官は、命を受けて、前条第二項各号に掲げる事務を処理する。

第百八十五条第一項中「関東財務局及び」及び「それぞれ」を削る。

第百九十条の二第一項中「関東財務局」の下に「、東海財務局及び近畿財務局」を、「証券検査指導官」の下に「それぞれ」を加える。

第百九十条の三第一項中「北陸財務局及び中国財務局」を「北陸財務局、中国財務局及び四国財務局」に改める。

第百九十条の四第一項中「近畿財務局」を「東海財務局及び近畿財務局」に、「統括証券調査官一人」を「統括証券調査官それぞれ一人」に改める。

第百九十一条第一項中「二十二人」を「二十三人」に、「百九十六人」を「二百七人」に改める。

第百九十一条の二第一項中「四十七人」を「四十九人」に、「三十四人」を「三十五人」に改める。

第百九十二条第一項中「三十三人」を「三十八人」に改める。

第百九十三条第一項中「百七十七人」を「百七十八人」に改める。

第百九十五条第二項中「所掌する事務の」を「所掌事務に係る」に改める。

第二百一条第一項の表関東財務局の項中「情報管理課」を「業務管理課」に改める。

第二百二条第一項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第二項中第七号を第九号とし、第一号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　財務局又は福岡財務支局の行政の監査に関すること。

三　財務局又は福岡財務支局の事務能率の増進に関すること。

第二百二条第三項中「第一号及び第五号から第七号」を「第一号から第三号まで及び第七号から第九号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4　関東財務局の総務課は、第一項各号に掲げる事務のほか、第二項第一号、第八号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

5　近畿財務局の総務課は、第一項各号に掲げる事務のほか、第二項第二号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

第二百三条中「第二号から第四号」を「第四号から第六号」に改める。

第二百六条を次のように改める。

（業務管理課の所掌事務）

第二百六条　業務管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　財務局又は福岡財務支局の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち財務局長の指定するもの

二　第二百二条第二項第二号、第三号及び第七号に掲げる事務

第二百七条中「第五号から第七号」を「第七号から第九号」に改める。

第二百十四条第一項中「総務課」の下に「並びに関東財務局の業務管理課」を加える。

第二百十四条の二第二項中「第五号から第七号」を「第七号から第九号」に改める。

第二百十四条の三第二項中「第四号」を「第六号」に改める。

第二百十五条を次のように改める。

（電算機専門官）

第二百十五条　業務管理課に、電算機専門官四人以内を置く。

2　電算機専門官は、命を受けて、第二百六条第一号に掲げる事務を処理する。